**第10回「三成めし」認定審査募集要項**

1．目的

長浜市、米原市、彦根市の3市で構成するびわ湖・近江路観光圏活性化協議会（会長：平尾道雄 米原市長）は、当地ゆかりの武将である石田三成公にスポットを当て、様々な観光事業を展開しています。その事業の一環として、平成28年から「三成めし」事業を実施しており、本年度においても、石田三成公ゆかりの地としての認知度向上と更なる消費促進を図るため、新たな「三成めし」を募集します。

【「三成めし」とは】

石田三成公をテーマとした飲食メニュー（既存メニューでも可）。びわ湖・近江路観光圏活性化協議会において審査ならびに認定を行い、認定された「三成めし」については、当協議会のパンフレットやインターネットなどを活用して、広くＰＲします。

店内飲食メニュー、テイクアウトメニューどちらでも応募可能ですが、コロナ禍によりテイクアウト需要が増加している現状を踏まえ、テイクアウトメニュー、お土産メニュー等、ご自宅でもお楽しみいただけるメニューの積極的なご応募をお待ちしています。

2．応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、商品画像データと併せて下記の応募先までＥメールまたは郵送で提出してください。原則として、提出いただいたデータは返却しません。

3．応募資格

長浜市、米原市、彦根市のいずれか、または複数に事業所または営業所を有する事業者（飲食業者、飲食小売業者など）

4．認定審査

当協議会の構成団体により審査会を設置して選考します。認定審査は書類によって行うこととし、原則として、商品の提供は求めません。

5．認定基準

以下のいずれかに該当する商品で、継続して販売できる商品であること。

(1) 石田三成公のエピソードにちなんだ商品

例：お茶、柿、ニラなどを使用したメニュー

(2) 石田三成公をイメージした商品

例：「大一大万大吉」、「義」、「友情」、「絆」などをコンセプトとしたもの

(3) 3市のいずれか（または全部）が石田三成公ゆかりの地であることがPRできる商品

例：3市の特産物（三成も食したであろうもの）など

6．今後の予定

応募期日（第10次）：　令和５年3月10日（金）　17時（必着）

認定審査結果発表：　令和５年3月17日（金）※合否に関わらず、郵送で通知します。

7．「三成めし」のＰＲ

認定された「三成めし」は、びわ湖･近江路観光圏活性化協議会の事業として、以下のとおり広くＰＲに努めます。

・認定ステッカー、のぼりの配布

・「三成めし」サイトへの情報掲載

・「三成会議」フェイスブックページでの発信

・マスコミ、旅行エージェントへの情報提供

・観光・物産キャンペーンなどでのＰＲ

8．個人情報の管理について

・応募の際に提出された個人情報は、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守して適切に管理します。

・応募用紙に記入いただいた情報については、応募者との連絡に利用するほか、審査会やパンフレット作成、ＷＥＢサイトへの情報掲載、マスコミへの情報提供などに必要な範囲内で利用させていただくことに同意いただいた上で、ご応募ください。

9．その他

・応募に関して費用は一切かかりません。（応募用紙の郵送料等はご負担ください。）

・当協議会は、認定された商品全体を「三成めし」としてＰＲするものであり、個別の商品開発等に関する支援（補助金交付）などは行いません。

《「三成めし」応募用紙の提出・お問い合わせ先》

「三成めし」事業担当　米原市シティセールス課　担当：酒居・髙木

〒521-8501　滋賀県米原市米原1016番地(米原市役所本庁舎３階)

電話：0749-53-5140　／　ＦＡＸ：0749-53-5139

Ｅメール：visit@city.maibara.lg.jp